

市民税・府民税申告書 添付書類台紙

添付資料がある人はこちらに必要な書類を添付し、申告書と一緒に提出してください。
また、添付がない場合は控除が適用できない場合がありますのでご注意ください。

のりしろ

①源泉徴収票等収入内容が分かる書類
(給与、年金、個人年金、保険の満期による一時所得等)

のりしろ

②個人番号（マイナンバー）関係書類

※申告には、本人確認書類の「提示」又は「写しの添付」が必要になります。

[本人確認書類の例]

例1 個人番号（マイナンバー）カード 表面及び裏面

例2 次のA・B両方の書類

A「通知カード」、「個人番号（マイナンバー）の記載のある住民票の写し」などのうちいずれか1つ

B「運転免許証」、「健康保険証」などのうちいずれか1つ

◎郵送の場合は、必ず「写しの添付」が必要になります。

のりしろ

③社会保険料控除関係書類
(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等)

※年金で引き落としされている保険料については、①で年金の源泉徴収票を添付していれば、③で添付する必要はありません。

※配偶者や被扶養者の年金から引き落としされている介護保険料等は、たとえ生計を一にされていても申告者の控除に加えることはできません。

のりしろ

④生命保険料・地震保険料控除関係書類

※添付資料が無い場合は控除が適用できませんのでご注意ください。また、保険の種類によって計算方法が異なりますので、保険会社から発行される控除証明書を添付してください。

のりしろ

⑤その他控除に係る書類（寄附金関係書類等）

※ふるさと納税で、ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等により確定申告や市民税・府民税申告を行った場合は、ワンストップ特例の申請が無効となりますので、特例申請書を提出した寄附分を含めて申告をする必要があります。